

## 匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成24年4月23日(月) 午後3時00分から午後5時00分

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(23名)

1番	佐久間 信 吉 委員	2番	伊 藤 幸 夫 委員
3番	平 山 静 男 委員	4番	佐 瀬 義 紀 委員
5番	鈴 木 幸 一 委員	6番	藤 井 嘉 徳 委員
7番	高 橋 正 弘 委員	8番	伊 藤 秀 雄 委員
10番	二 村 正 美 委員	11番	大 関 明 委員
13番	勝 股 廣 地 委員	14番	古 関 正 委員
15番	林 豊 委員	16番	菅 谷 守 夫 委員
17番	宇 井 憲 司 委員	19番	渡 邊 淳 委員
20番	大 木 一 夫 委員	21番	大 木 傳一郎 委員
22番	熊 切 清 委員	23番	増 田 正 義 委員
24番	佐久間 孝 雄 委員	25番	鎌 形 敏 史 委員
26番	佐 藤 郁 太郎 委員		

4 欠席委員(2名)

9番 加瀬 浩市 委員      18番 石出 久 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 匝瑳市農業委員会 農地法第3条審査基準及び事務処理基準  
について 別冊

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 9件

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 3件

議案第4号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見  
決定について 1件

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 10件

議案第6号 平成24年度第1次農用地利用集積計画(案)について 別冊

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 2件

その他

6 事務局職員出席者  
(農業委員会事務局)

事務局長 寺 本 朗 男 主査 大 木 恒 一  
主査補 飯 田 裕 幸

(匝瑳市産業振興課)

主査 飯 島 正 弘

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成24年度4月定例農業委員会総会を開会いたします。  
はじめに、熊切会長よりご挨拶をお願いいたします。

熊切会長 委員の皆さん、本日は誠にご苦勞様です。  
委員各位におかれましては、ご多忙にもかかわらずご参集いただき、ち  
ゅう心より感謝申し上げます。

事務局 本日、出席委員は25名中23名で定足数に達しておりますので、総会  
は成立しております。  
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること  
となっておりますので、以降の議事の進行は熊切会長にお願いします。

議 長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題とい  
たします。  
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名に  
てご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって議事録署名委員は、23番増田正義委員、24番佐久間孝雄委員  
を指名いたします。  
以上で日程第1を終わります。

議 長 続きます。日程第2の議案第1号「匝瑳市農業委員会農地法第3条審  
査基準及び事務処理基準について」を、議題といたします。事務局より  
議案の説明をお願いします。

事務局 4月1日より市外の方が市内の農地を耕作する場合、農業委員会にて許

可することとなりました。それに伴う、審査基準の変更が必要となりました。審査頂く項目にきましては、今までと何ら変更はございません。以上で議案の説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号、「匝瑳市農業委員会農地法第3条審査基準及び事務処理基準について」質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 ご異議ないものと認め、議案第1号、「匝瑳市農業委員会農地法第3条審査基準及び事務処理基準について」採決に入ります。議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題といたします。本議案には、農業委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく、議事参与の制限により、まず1番から6番と9番を審議し採決後に、7番・8番を審議、採決します。  
事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は、1議案9件でございます。  
議案第2号、1番、3番、6番から9番は所有権移転に関する件、番号2番、4番、5番は賃借権の設定に関する件であります。

**【議案第2号、番号1番から9番を議案書をもとに朗読】**

番号1番から9番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

6 番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ  
ます。

23番 番号2番について、後継者も意欲的に営農しており問題ないと思われ  
ます。

20番 番号3番について、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、規模拡大  
のためですので、問題ないと思われ  
ます。

7番 番号4番について、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、規模拡大  
のためですので、問題ないと思われ  
ます。

25番 番号5番について、後継者も意欲的に営農しており問題ないと思われ  
ます。  
番号6番について、後継者も意欲的に営農しており問題ないと思われ  
ます。

7番 番号9番について、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、規模拡大  
のためですので、問題ないと思われ  
ます。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号1番か  
ら6番・9番について質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 ご異議ないものと認め、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申  
請について」番号1番から6番・9番の採決に入ります。原案のとおり  
決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。引き続き「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。番号7番、8番について地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

23番 番号7番、8番について、農地の所有権を実際耕作している状態に合わせるため交換するもので、問題ないと思われます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号7番、8番の質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 ご異議ないものと認め、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号7番、8番の採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第3号、「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 それでは、第3号の議案書をご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請に係る意見決定は、3件でございます。

**【議案第2号、番号1番から3番を議案書をもとに朗読】**

番号1番は、申請地にハウス豚舎としたいことによる申請です。  
番号2番、3番は、申請地を道路にしたいことによる申請です。  
農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 ただいまの事務局の説明に関して、地区担当委員からご報告をお願いします

ます。

1 番 番号1番については、ハウス豚舎が既に建設されています。収容する豚舎が不足していたため豚舎建設を先行してしまった様です。始末書が提出されています。

2 5 番 番号2番、3番については、進入路として利用したいことによるもので問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 ご異議ないものと認め、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可相当として県知事へ意見を送付いたします。

議 長 次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 それでは、第4号の議案書をご覧ください。今月の農地法第4条の許可後の計画変更申請に係る意見決定は、1件でございます。  
本案件は、議案第3号番号1番の隣接地となります。市道拡幅工事に伴い既施設が減少したためその代替え施設としてハウス豚舎1棟オガクズ置場を新たに追加したのですが、議案第3号番号1番と同様に既に建設されています。理由書が提出されています。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 ご異議ないものと認め、議案第4号「農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」採決に入ります。  
議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。  
よって本案は、原案のとおり許可相当として県知事へ意見を送付いたします。

議 長 次に、議案第5号、「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 それでは、第5号の議案書をご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請書は、10件でございます。

**【議案第5号、番号1番から10番を議案書をもとに朗読】**

番号1番の申請地は、専用住宅用地として現況畑290㎡を義父より借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番の申請地は、専用住宅用地として現況田261.28㎡を父より借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番の申請地は、作業場、物置、駐車場用地として現況畑1,130㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番の申請地は、店舗駐車場として現況畑23㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番の申請地は、専用住宅用地として畑151㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号6番、7番の申請地は、専用住宅用地として畑計266㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号8番、9番の申請地は、賃貸住宅用地として畑計245㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号10番の申請地は、建売分譲住宅（5棟）用地として田1,199㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 ただいまの事務局の説明に関して、地区担当委員からご報告をお願いします。

6番 番号1番については、譲受人は現在賃貸住宅に住んでいますが、定年を契機に専用住宅を計画するもので、農地区分や転用目的に問題ありません。

番号2番については、譲受人は現在賃貸の集合住宅に住んでいますが、子供の成長に伴い専用住宅を計画するもので、農地区分や転用目的に問題ありません。

番号3番については、申請地に陶芸教室を開催するため、陶芸教室作業場と物置、駐車場を計画するもので、農地区分や転用目的に問題ありません。

16番 番号4番について、譲受人は美容室を経営しており、美容室の駐車場として計画するもので、農地区分や転用目的に問題ありません。

24番 番号5番について、譲受人の敷地内に、さらなる住宅の建設が困難なことから譲受人の居宅の隣接地に子供夫婦の専用住宅を計画するもので、転用区分や転用目的に問題はありません。

25番 番号6番、7番については、譲受人は現在賃貸の集合住宅に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭となったため、専用住宅を計画するもので、転用区分や転用目的に問題はありません。

番号8番、9番については、譲受人が賃貸住宅1棟を計画するもので、転用区分や転用目的に問題はありません。

11番 番号10番について、譲受人は本計画地に隣接した区域を建売分譲住宅

で転用許可を受けましたが、建売分譲住宅として販売されていない点、分譲戸数が変更されている点や他の分譲地には更地がある状態です。

議 長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、ご意見はございませんか。

2 1 番 番号10番について、担当地区委員としてどのような意見ですか。

1 1 番 再度、譲受人に対し申請のとおり建売分譲住宅を実施するのか確認をするため、保留とすべきではないかと思えます。

5 番 建売分譲住宅に関する県の事務指針を再度説明して下さい。

事務局 県の事務指針の建売分譲住宅に関する審査事項は、申請者の許可済地が適正に完了していること。合理的な理由もなく完了していない場合は許可しないものとする。との記載となっています。

5 番 完了していない箇所が他の許可地にある。さらに本計画地に隣接した区域が完了していないということですか。

1 1 番 本計画地に隣接した区域は、販売が完了していますが、分譲の区画数は計画通りではないようです。建売分譲ではなく注文住宅であったようです。

5 番 当初申請通りに現地はなっていないのであれば、計画変更申請書をもって追認することは可能ですか。

事務局 本計画地に隣接した区域については既に、地目が変更されており、農地法での追認が困難ではないかと思われます。

5 番 始末書の提出をもって柔軟な対応が可能なのか。事務指針によれば、不許可案件になると思えます。許可済地の状況を申請人への聴取を含め再調査することとし保留としてはどうかと思えます。

議 長 その他、質疑ご意見ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 只今、番号10番について、保留との意見がだされました。

お謀りします。番号10番について、保留とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって番号10番は保留といたします。  
引き続きお諮りいたします。議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号1番から9番について質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 ご異議ないものと認め、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」番号1番から9番について採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 次に、議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「平成24年度第1次農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第6号の別冊議案書をご覧ください。匝瑳市長より平成24年4月6日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の設定が15件、面積は田32,787㎡、畑4,260㎡合計37,047㎡所有権の移転が3件、面積は田2,980㎡です。

**【議案書にもとづいて農用地利用集積計画(案)の内容を説明】**

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長           ご異議なしと認めます。  
                  お諮りいたします。議案第6号「平成24年度第1次農用地利用集積計画について」質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

                  （「異議なし。」の声あり）

議 長           ご異議ないものと認め、議案第6号「平成24年度第1次農用地利用集積計画について」採決に入ります。  
                  議案第6号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

                  （挙手多数）

議 長           挙手多数であります。  
                  よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長           次に、報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局          農地法18条第6項の規定による通知について、2件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長           ただいまの報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

                  （発言なし）

議 長           特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

議 長           以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了しました。  
                  次にその他でございますが、何かございますか。

                  （なしの声あり）

議 長           ないようですので、来月の定例総会の日程並びに審査会の日程について、お諮りいたします。  
                  来月の定例総会は、5月23日（水）、審査会については、5月21日（月）に開催したいと思います。これにご異議ございませんか。  
                  （異議なしの声あり）

